

平成十六年国土交通省令第二十号

独立行政法人環境再生保全機構法附則第七
条第七項の軽微な変更を定める省令

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年
法律第四十三号）附則第七条第七項の規定に基
づき、独立行政法人環境再生保全機構法附則第七
条第七項の軽微な変更を定める省令を次のよう
に定める。

独立行政法人環境再生保全機構法附則第七
条第七項の主務省令で定める軽微な変更は、次
のとおりとする。

- 一 事業区域の変更で、十パーセント以内を減ず
るもの
- 二 事業の着手又は完了の予定時期の六月以内の
変更
- 三 事業に要する費用の変更で、二十パーセント
以内を減ずるもの
- 四 年度別執行計画額の変更
- 五 事業に要する資金の内訳の変更で、第三号の
変更に伴うもの

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施
行する。

（環境事業団法第十八条第一項第三号及び第四
号の業務並びに同項第五号の業務のうち都市公
園となるべき緑地を設置し、及び譲渡する業務
に係る事業実施計画に関する省令の廃止）

第二条 環境事業団法第十八条第一項第三号及び
第四号の業務並びに同項第五号の業務のうち都
市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡する
業務に係る事業実施計画に関する省令（昭和六
十二年建設省令第二十号）は、廃止する。